

浄化槽補助金交付条件一覧

基本条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10人槽以下の高度処理型登録を受けた浄化槽 ・ 居住を目的とする居室が延床面積の2分の1以上を有するもの ・ 補助事業が完了する年度の3月31日において、当該補助事業による合併処理浄化槽の設置場所又は当該合併処理浄化槽と接続する住宅の所在地に住所を有する者 ・ 浄化槽設置計画書または届出の承認を得ている者 ・ 市税の滞納がない者 ・ 申請者が個人であること 	
新築	対 象	対 象 外
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の新築に伴い合併処理浄化槽を設置する者 ・ 既存建物を取り壊した後、新築に伴い合併処理浄化槽を設置する者 但し、既存建物が単独又はくみ取りに限る ・ 既存建物の増築又は改築に併せ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする者 但し、当該設置替えにより、処理対象人員が増加する場合に限る ・ 他の市町村から転入し、新築する場合 ・ 集合住宅又は借家から転居して新築する場合 ・ 家族増等の理由で既存宅を残し、分家する場合 ・ 下水道区域内の下水道接続済の家屋から転居し新築する場合 ・ 下水道区域内の単独又は合併処理浄化槽を使用している集合住宅から転居して新築する場合 ・ 未供用の下水道区域内に居住していたが、引越し合併処理浄化槽を設置する場合 但し、既存建物が単独又はくみ取りに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定以前に浄化槽設置工事に着手している場合 ・ 県へ浄化槽工事業の登録又は届出をしていない業者が工事をする場合 ・ 年度内（完了報告期限）に事業が完了しない場合 ・ 市税を滞納している者 ・ 高度処理型浄化槽「以外」を設置する場合 ・ 浄化槽設置場所又は当該浄化槽を使用する建物に住所を有さない者 ・ 浄化槽区域内の戸建住居で合併処理浄化槽を使用しており新たに新築し、合併処理浄化槽を設置する場合 ・ 合併処理浄化槽を使用する家屋の建替え・増築・改築に伴い新たに合併処理浄化槽を設置する場合 ・ 新築する場所が未供用の下水道区域内であり合併処理浄化槽を設置しなければいけない場合 ・ 嵩上げ30cmを超える合併処理浄化槽を設置する場合 ・ 法人や事業所が申請者の場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物の増築又は改築を行わず、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする者 ・ 既存建物の増築又は改築に併せ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする者 但し、当該設置替えにより、処理対象人員に変更がない場合、若しくは減少する場合に限る ・ くみ取り槽から合併処理浄化槽へ設置替えする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の販売又は賃貸の目的で合併処理浄化槽を設置する者 ・ その他、不相当と認める者

※これは補助金の確約をするものではありません。

※上記のほか、ご不明な点があれば、直接お問い合わせください。